

支部ニュース 団 東 京 2008年6月号No.414

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

今号の主な内容

- 海外派兵恒久法に反対するリーフレットができました！……………山口真美
- 7月4日 団東京支部「ウエルカム・デイ」への参加呼びかけをお願いします！
……………鈴木剛
- 7・5 JR新宿駅西口「宣伝・相談・アンケート活動」参加のお願い
……………鷺見賢一郎
- 「原子力空母の配備を許すな」7.13全国大集会 in 横須賀に参加しよう！
- 08 サマー・オープン・セミナーに是非ともご参加を……………小部正治
- B型肝炎訴訟東京弁護団 活動開始……………山添健之
- 民弁20周年に参加……………島田修一
- 9条世界会議・全体会（2008.5.4）に参加して……………大熊政一
- 平和への希望に包まれた9条世界会議……………梅田和尊
- 9条世界会議「法律家の会」の事務局員として……………中川勝之
- スポーツ選手の権利はどこに？——我那覇選手事件を通じて……………土井香苗
- 5月幹事会報告
- 日誌
- 修習生、エクスターン生担当団員のみなさまへお願い

今月号には 海外派兵恒久法リーフレット&申込用紙、

7.4 ウェルカムディ歓迎学習会 ご案内ちらし

ビラ配布の自由を守る 7.9 集会 ご案内ちらし

7.13 原子力空母の配備許すな 全国大集会 in 横須賀 ご案内ちらし

6.29 シンポジウム～地球温暖化と都民の暮らし～ ご案内ちらし

などを同封しています。



海外派兵恒久法に反対するリーフレットができました！

大量普及して海外派兵に反対するとりくみを広げていきましょう！

山 口 真 美 三多摩法律事務所

1 リーフレット「自衛隊海外派兵恒久法って何なの - 憲法9条が大ピンチ」が完成しました。ぜひとも大量普及をお願いします。

2 自民党は、自衛隊の海外派遣を随時可能にする恒久法（一般法）について、通常国会の会期末までに要綱をまとめ、次期臨時国会での提出を目指す方針を表明しています。海外派兵恒久法は、特措法の単なる一般法化にとどまらない危険性をはらんでいます。

自民党が成立を目論む海外派兵恒久法のたたき台となるのが、2006年8月、自民党国防部会防衛政策検討小委員会がとりまとめた「国際平和協力法案」（石破試案）です。石破試案は、第1に、自衛隊の海外派兵の出動の要件を拡大し、国連決議や国家機関の要請がない場合でも、「国際の平和及び安全を維持するため」日本が必要と認めれば、自衛隊を海外に派兵できるとしています。アメリカによる要請に応じて自衛隊をいつでも、世界中のどこへでも派兵できるようにする目的は明らかです。第2に、これまでは「安全確保支援活動」に限定していた自衛隊の活動を「安全確保活動」そのものにエスカレートさせています。その上、「警護活動」や「船舶検査活動」まで認め、イラクやアフガンで現に実施されている掃討作戦や治安作戦、海上阻止活動を行う広範な権限を自衛隊に付与しようとしています。第3に、出動した自衛隊がいかなる場合にどの程度まで武器を使用できるか、その活動の態様、武器使用の要件を拡大しています。改憲派は、「国際平和協力」の美名で国民を騙し、実際には、アメリカ軍の軍事作戦に自衛隊が機敏に対応し、自衛隊による米軍支援の貧弱な実態を打破することを目論んでいます。

こうした海外派兵恒久法が成立すれば9条はまったく骨抜きにされてしまいます。海外派兵恒久法の危険性を広く国民に伝え、反対の声を大きくしていくことが急務です。

3 リーフは、「国際平和協力」3つのウソと題して、目的のウソ（いつでも・どこへでも派兵）、活動のウソ（「後方支援」から「前線」での戦闘へ）、武器使用のウソ（正当防衛から攻撃へ・武器使用もエスカレート）という石破試案（海外派兵恒久法）の3つの危険性を明らかにしています。また、最新の名古屋高裁イラク違憲判決にも言及し、海外派兵恒久法の違憲性を指摘しています。

リーフは、A4版のフルカラー両面刷りで、十字折りにして文庫本風に配布できます。読んで分かりやすく、道行く人が思わず受け取りたくなるようなものを目指してイラストや見出しも工夫しました。

今こそ、海外派兵恒久法の危険性を広く国民に訴え、法案の提出を断念させる運動を大きな波にしていくことが大切です。海外派兵恒久法を阻止する運動を広げる宣伝ツー

ルとして、ぜひ、大量にご活用ください。
ご注文は自由法曹団本部までお寄せください。

- * 一枚 10 円です。
- * 御注文の順に発送いたします。
ぜひ、お早めに御注文ください。
- * 郵送費は、別途御請求いたしますので、
御負担をお願いいたします。



7月4日 団東京支部「ウエルカム・デイ」 への参加呼びかけをお願いします！

事務局次長 鈴木 剛

1 事務所へのお願い

自由法曹団東京支部では、来る7月4日午後6時より、今年の司法試験受験生への学習会「ウエルカム・デイ」を開催する予定です。

各事務所では、毎年多くのエクスターン生を受け入れるなど、いろいろと学生・受験生の方々との交流を図っていると思います。

知り合われた学生・受験生にこの「ウエルカム・デイ」を広め、参加の呼びかけをお願いします。

2 「ウエルカム・デイ」とは？

自由法曹団東京支部では、昨夏の「サマー・オープン・セミナー」以降、多くの若手弁護士を自由法曹団に迎え入れ、さらに団の活動に参加してもらうよう、いろいろな企画を行ってきました。

「ウエルカム・デイ」は、今年の司法試験を受験された法律家の卵の皆様へ、自由法曹団事務所においていただき、実務に役立つ講義をお聞きいただくと同時に自由法曹団の雰囲気に触れていただこうというものです。

日時 7月4日（金）午後6時から

会場 自由法曹団事務所

講義 「もうすぐはじまる裁判員制度 どのように取り組む？」講師 今村核団員
「再審事件に関わって」講師 谷村正太郎団員

今村先生は、現在まで8件の無罪判決を得られた、刑事弁護のスペシャリストであり、昨今、著書「冤罪弁護士」を執筆されました。全く新しい制度である裁判員制度について

て、制度の解説から、今後私たちが留意すべき取り組み方についてもお話いただけたと思います。

谷村先生は、「白鳥事件」「芦別事件」等数多くの冤罪事件、再審事件を担当され、現在も、「布川事件」の主任弁護人をご担当されています。

白鳥決定から現在までの、刑事再審事件の流れを踏まえた刑事司法の問題点についてもお話いただけたと思います。

受験生の皆さんにとって、刑事弁護に触れる、またとない企画であることに間違いありません。

この「ウエルカム・デイ」は受験生を対象とした学習会企画ですが、もちろん、現役団員の皆様の参加もお待ちしています。すばらしい講義間違いありませんのでぜひご参加下さい。

3 「ウエルカム・デイ」チラシを広めてください

団東京支部では、「ウエルカム・デイ」用チラシを作成し、新司法試験当日5月14日朝、雨の中受験生への配布を行いました。チラシ配布に際しては、青法協の皆様に変にお世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。

各事務所の皆様、ぜひこのチラシを、ロースクール生、受験生に広めてください。また、「ウエルカム・デイ」への参加を呼びかけて下さい。

それでは、7月4日、自由法曹団事務所でお待ちしています！

チラシを同封しています。たくさん配れそうな方はご連絡くださればお送りします。



労働者派遣法の抜本改正をめざす 7・5 JR新宿駅西口「宣伝・相談・アンケート活動」参加のお願い

団本部労働問題委員会 鷲見賢一郎

5月集会の労働問題分科会では、全国各地から、非正規雇用問題の取組が進んでいる状況が報告され励まされました。民主党、日本共産党、社民党、国民新党の4野党は、5月23日、労働者派遣法改正に向けて、各党の政策担当者間で協議を進めることを合意しています。

自由法曹団では、労働者派遣法の抜本改正を実現するために、4月5日に続いて、7.5 J R新宿駅西口「宣伝・相談・アンケート活動」を計画しました。今回は、労働者派遣法抜本改正についてのシール投票も行う予定です。

東京支部の団員の皆様が、多数参加されることを呼びかけるものです。

記

7.5 J R新宿駅西口「宣伝・相談・アンケート活動」

と き：7月5日(土)午後1時～3時

(準備のため可能な方は午後0時30分にお集まり下さい。)

ところ：J R新宿駅西口

内 容：宣伝カー、机等を出して、労働者派遣法抜本改正問題を中心に、「宣伝・相談・アンケート活動」を行ないます。

総括・交流会

「宣伝・相談・アンケート活動」終了後、引き続き、午後3時30分～午後5時の予定で、隣り駅の代々木総合法律事務所(東京都渋谷区代々木1丁目4番2号：TEL 03-3379-5211：J R代々木駅から徒歩5分)4階会議室で、総括・交流会を行います。

お問い合わせは、自由法曹団本部(Tel：03-3814-3971、FAX：03-3814-2623)まで

米軍基地の再編強化反対 原子力空母の配備を許すな 7.13 全国大集会 in 横須賀に参加しよう！

CO2を出さないと言うけれど、ほんのちょっと間違えば取り返しのつかない被害を及ぼす副産物を生み出す原子力。その力は私たちの地球をあっという間に滅ぼすことができる、巨大な恐ろしいもの。

そんな原子炉を2つも持つ米軍の巨大な艦船「原子力空母 ジョージ・ワシントン」が、今から2ヶ月後の8月から東京湾・横須賀に配備されようとしています。

憲法第9条で、戦争をしない・戦力を持たないと決心したはずの日本に、他国・アメリカの巨大原子力空母が配備されるなんて、おかしい！ 本号に「原子力空母の配備を許すな！」7.13全国大集会 in 横須賀のご案内ピラを同封しています。ぜひご参加ください。



08 サマー・オープン・セミナーに 是非とも御参加を

幹事長 小 部 正 治

昨年好評で多くの方にご参加いただいたサマーオープンセミナーを今年も下記の通り開催します。是非とも多くの方の参加をお願いします。特に55期未満の若い団員の参加を大歓迎します。もちろん、各事務所の事務員の方の参加も期待します。すぐに手帳に日程を入れて確保してください。参加手続きについては、次号にてご案内します。

記

日 時 8月22日(金)午後1時～8月23日(土)正午まで
場 所 伊東市 ホテル聚楽
会 費 16,000円(1泊2日、資料代含む) 会議のみ1日2000円
テーマ 第1日目 「私たち(団員)の法律事務所に未来はあるか」

1 法曹人口問題について

PTとして継続的に人口増問題の討議を行い「法曹人口問題についての意見書」(試案)をまとめた大阪支部の団員をゲストに迎えて討議の内容・方向のご報告を受け、討議を行いたいと考えます。

司法試験の合格者の増大、そして法科大学院卒業の弁護士も生まれ、弁護士人口は急増しています。その中で、全国各地の弁護士会において、若い弁護士が急に増えているところが少なくありません。ゼロワン地域の解消にとどまらず、一挙に3ないし4人も増えて逆に飽和状態になった、あるいはなりそうという反応まででています。また、東京、大阪をはじめとする大都市では、既にイソ弁として就職する道もなく、「軒弁」(ノキ弁)「即独」(ソク独)と呼ばれる若手弁護士が増大しています。団員が中心となっている事務所にも、団員が一人でやっている事務所にも、多くの採用希望者が押し寄せ、その中から新・旧60期では100人近い弁護士が入所し、団にも80名近くが加入する時代となっています。

私たちは、弁護士人口の急増をどのように評価し、今後どのように対処していけばよいのか、従来の議論を超えた討議が必要になっています。

2 若手団員に対する研修等と法律事務所のあり方について

新60期・旧60期を迎えて団員を巡る情勢も著しく変化しつつあります。団将来問題委員会のメンバーをゲストに迎えて報告いただき、討議を行いたいと思います。

団5月集会のプレ企画でも強調されたことは、「後継者」をどう育てるかです。団員となった多くの若い弁護士の方々に、団に結集し、生き甲斐のある弁護士活動はもちろん、憲法改悪阻止、派遣法改正、貧困解消など国民のニーズに応えたさわやかな活動(国民や社会の利益につながるが収入にならない活動)に、積極的に楽しく取り組んでもら

いたい。そのために、各法律事務所及び団東京支部は何ができるのか、大いに討論したい。各事務所では新人や若手のためにどのような研修や援助を行っているのか、ご報告願います。同時に、昨年から始めた団東京支部の若手学習会に関しても、参加していただいた若い団員から感想・意見・改善点をだしてほしいと思います。

また、法曹人口が急増する中で、私たちの法律事務所では、新しい情勢に見合った事務所に発展させていけるか。従来の私たちの法律事務所の存在意義は維持継続できるのか。法人化を目指していくのか。収入減による法律事務所の基盤の崩壊は心配ないのか。新しい方向性が打ち出せるのか。そこまで討議できれば幸いです。

第2日目 「裁判員制度の中で闘えますか」。

裁判員制度の実施を目前にして「冤罪弁護士」を著し刑事弁護に造詣の深い今村核弁護士をゲストに迎えて講演いただき、討議をしたいと考えています。テーマは 来年5月から実施が予定されている裁判員制度のなかで適正手続きの要請にかなう、かつ被告人の防御権・黙秘権などの基本的権利を保障する弁護活動をどのように展開するのか、逆にそこにどのような危険性・問題点があるのか。具体的な問題提起や危惧・指摘を受けて、実践的な討議がしたいと思います。

同時に、既に公判前整理手続を体験した弁護士の方々からも、体験に基づく報告・問題提起を積極的に求めたいと思います。是非とも多くの若い団員のご参加をお願いしたいと思います。

昨年のサマー・オープン・セミナーのようす



← 熱心に学習・討議



お子さんを"お昼寝"させながら参加する団員→



← 学習の後の懇親

B 型肝炎訴訟東京弁護団 活動開始

山 添 健 之 東京東部法律事務所

私は、B型肝炎訴訟東京弁護団に参加しています。本格的な活動が始まってからまだ1ヶ月あまりですが、これまでの感想等をお伝えしたいと思います。

4月15日に団本部会議室にて開催されたB型肝炎学習会では、北海道弁護団の先生方や患者団体の方に来ていただき、平成18年6月に最高裁で勝訴判決を獲得した北海道訴訟の概略や、B型肝炎についての基礎知識をお話し頂きました。

私は弁護士になってまだ5ヶ月余りで、一般的な訴訟についてもまだ見よう見まねで進めているような状況であり、当然、医療関係訴訟の知識など何もなく、学習会のお話の難解ぶりに「私などが参加しても大丈夫なのだろうか」と正直背筋の寒くなる思いでした。

ただ、柳沢・小部両先生から励ましの言葉とともに、肝炎についての学習資料を頂き、「頑張って一から勉強しよう」との決意を胸に帰路につきました。

5月10日、22日には第1回、第2回の弁護団会議が開催され、北海道弁護団から回付された東京近辺に在住されている原告希望者の担当割当を行うとともに、「東京版」訴状作成のための準備および、提訴希望者を募るための「B型肝炎110番」の準備を行いました。

B型肝炎訴訟は乳幼児期の予防接種における注射針・注射筒の連続使用が原因による感染について国の責任を問うものです。そして、予防接種の実施方法や使い捨て注射器への転換時期等は、地域により差があるといわれており、訴状作成においても東京周辺の予防接種の実情を反映する必要があります。そこで、昭和20年代から昭和4、50年代に予防接種に関わっていた元保健所職員の方からの聞き取り調査を行うチームが結成されました。

5月31日、6月1日の両日には「B型肝炎110番」を開催し、提訴希望者の患者さんからの相談を受け付けました。当初の想像よりは少なかったものの、100名近い方から電話があり、67名の方に提訴準備資料をお送りしました。

電話相談では、提訴にあたっての原告の条件を満たす患者さんがいる一方、予防接種を受けた時期が古すぎて国の責任を問うことが難しく、提訴をあきらめていただかなければならない高齢者の方も多くいて、心苦しい思いもしました。

一方で、「責任の所在を明らかにするためには一人でも多くの患者が訴訟に参加することが重要であり、是非私も参加したいと思い電話した。」と言ってくださる方もいて、励まされるとともに、身の引き締まる思いでした。

B型肝炎訴訟東京弁護士団はまだ始まったばかりであり、これから多くの難題を解決していかなければならないでしょうが、先輩弁護士にご指導いただきながら、100万人以上いるといわれる患者さんの救済を目指して頑張りたいと思っています。

民弁20周年に参加

支部長 島田修一

5月30日夜ソウル市内の協会で「民主社会のための弁護士集団（民弁）」の創立20周年が開かれ、団から松井団長と私、国法協から山本副会長、笹本事務局長、宮坂次長の5人が参加した。韓国の民主化運動が軍事独裁を倒した87年の翌年、進歩的な弁護士が初めて「集団」として活動するために結成されたのが民弁だが、記念式典は初めてと聞いたので東京から急遽参加した。

当日は午後6時から食事会、7時から9時半まで式典、その後は場所を変えて11時まで懇親会と続き、松井さんと笹本さんが連帯の挨拶を行った。式典は約200人（民弁150人）が参加し、フィルムで20年の軌跡を追った後、国家人権委員会や参与連帯等の関係団体や個人全員の紹介、会長挨拶、軍事政権下で26年も投獄された経済学者のスピーチと続いた後、会場は一変した。

伝統音楽の演奏（7人）コーラス（7人）別のコーラス（9人）エレキバンドと歌（9人）若い女性の魅力的なダンスと続いたからである。実にうまい。伝統音楽に大拍手喝采、コーラスに沢山の掛け声、エレキのボーカルには会場の女性が前列に走り、女性のダンスにアンコール。男女いずれも若くその見事さに感動した私は全員が民弁会員であることを後で知った。女性ダンサーの配偶者は検事だということも。しかもこの日のために今年1月から特訓を重ねてきたというから民弁の人々も初めて見たのである。エレキの最中に会場の全員が踊り出し（そのため私たちも）最後は肩を組んで全員で合唱。舞台と会場が一体となった感動の空間に私たちはいた。その後の懇親会が盛り上がったことは勿論。民弁の人々は仲が良く活力に満ち溢れている。この点は団も同じだがソフト大会以外でも感動の空間をつくれたらいいなと羨んだ次第でした。



9 条世界会議・全体会（2008.5.4）に参加して

大 熊 政 一 旬報法律事務所

去る5月4日（日）～6日（火）に幕張メッセで9条世界会議が開かれた。4日に開かれた全体会は定員7000名の会場を埋め尽くせるかが危ぶまれていたが、1万数千名の参加者が殺到し3000名ほどが会場に入りきれずに取り残されるというハプニングが起きた。私は幸い閉め出されずに入場できたがギリギリのところで3階席に回されるという状況であった。会場内は熱気を帯び、この歴史的な瞬間—もっぱら日本国憲法9条の問題をテーマとした初めての国際的な大集会が成功裏に開かれつつあるという—に参加しているのだと実感する感動と興奮に包まれていた。

第1部は呼びかけ人の1人である女流落語家古今亭菊千代氏の司会で進められた。「9条世界会議」日本実行委員会共同代表の1人である吉岡達也氏の力強い挨拶に始まり、北アイルランド紛争の平和的解決に取り組み1976年にノーベル平和賞を受賞したマイレッド・マグワイア氏とアメリカの平和活動家で1999年のハーグ平和会議の有力な組織者であったコーラ・ワイズ氏の2名より基調講演が行なわれた。コーラ・ワイズ氏の演説は圧巻であった。ワイズ氏の演説は全体として詩のようになっており、一区切りごとに最初に「戦争とは○○の問題である」という導入から始まって、戦争の及ぼす深刻かつ広汎な被害を多面的に解き明かしたうえ、それぞれのパートの最後を「戦争をやめましょう（It is the time to abolish war!）」というリフレインで締めくくるというもので、聴衆を惹きつける効果は抜群であった。続いて30カ国から150名が参加していた海外代表の中からGPPAC（武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ）とIADL（国際民主法律家協会）が紹介され、さらに広島から71日間かけて当日会場に到着した9条ピースウォークの参加者の入場と挨拶があった。そのあと日本実行委員会共同代表の1人であり去る4月17日に名古屋高裁で自衛隊のイラク派兵の違憲判断を勝ち取った原告の1人でもある池田香代子氏、元日弁連会長の土屋公献氏の発言があり、最後に広島市の中学生らによる平和のメッセージをもとに作られた合唱曲「ねがい」と市民と弁護士でつくる400名の大合唱団による交響曲第9番の歓喜の歌の合唱で締めくくられた。

第2部はやはり呼びかけ人の1人である堤未果氏の司会で進められ、ゲストトークと歌や踊りのパフォーマンスとを交互に組み合わせたプログラムであり、聴衆を飽きさせない工夫がこらされていた。ゲストトークをしたのは、西アフリカ平和構築ネットワークのエマニュエル・ボンバンデ氏（ガーナ）、元GHQ憲法起草者の1人で両性の平等に関する24条を担当したベアテ・シロタ・ゴードン氏（アメリカ）、民弁（民主社会のための弁護士団）元会長のイ・ソクテ氏（韓国）、国際反核法律家協会のメンバーであり憲法で常備軍を廃止した国コスタリカの法律家であるカルロス・バルガス氏の4名

であった。第2部の最後には、「イラク、アメリカ、日本」と題するトークセッションが行なわれた。これはイラクで緊急支援活動に従事しているとき人質になった高遠菜穂子氏のほか、アメリカの元陸軍大佐でその後外交官としても活動したがイラク戦争に反対して辞任後は反戦活動家となったアン・ライト氏、イラク戦争の際イラク軍兵士として戦い戦争後はイラクで人道支援活動に献身しているカーシム・トゥルキ氏、イラク戦争にアメリカ軍兵士として従軍したがアブグレイブ刑務所での虐待を目の当たりにした後、良心的兵役拒否者として退役し帰国後は平和のキャンペーンに従事しているエイダン・デルガド氏、および貧困・格差問題、労働問題など広く社会問題を取り上げている作家の雨宮処凛氏の5名が参加した。いずれも現場の最前線に居た人々であり、そこで遭遇した生の体験にもとづいた重みのある発言によって、短時間ながら、迫力満点でかつ凝縮されたメッセージを聴衆に伝えた。

第3部は「9条ライブ@幕張メッセ」と題する音楽ライブであり、若いひとびとの参加が目立った。出演したアーティストはU A (ウーア)、原田真二、FUNKIST (ファンキスト)、加藤登紀子である。それぞれあらかじめ録画したビデオや会場での直接の発言によって力のこもったメッセージを送りながら熱演し、聴衆と一体となって会場の雰囲気をいやがうえにも盛り上げた。すべてが終わったのは夜の10時半頃であった。9条を大切に、世界に発信しようとする気持ちを盛り上げる手段は、集会での演説による論理的説得だけではなく、多様なものがあり得るという可能性が示された。特に若いひとびとの力を結集するにはどうすればよいかということについて一つの示唆が与えられたと思う。

ともかく「濃い」一日であった。

平和への希望に包まれた9条世界会議

梅田和尊 旬報法律事務所

5月5日(月)午後4時から6時30分まで、9条世界会議の特別フォーラム2として、国際法律家パネル「世界の法律家は日本の9条をどう生かすか」が開かれた。これは、世界各地で平和のために闘っている世界の法律家たちが集結し、各大陸を代表する法律家たちが各地の平和のための活動を紹介し、その中で日本の9条やその理念をどう生かすかについて討論するものであった。私は、混むといけないので開場30分前には会場に到着したが、既に聴衆の長蛇の列ができ、会場に入れるのか心配になった。幸い、私は満席ギリギリのところに着席できたが、会場は満員で立ち見の人もあるほどだった。

内容は、まず、日本の鈴木麻子弁護士から、問題提起として日本における憲法9条の意義が語られた。憲法9条2項が侵略戦争の放棄にとどまらず、自衛戦争を含む全ての戦争のための戦力を放棄していることは特筆すべき点であり、戦力放棄を定めた9条2項が、戦争放棄を定めた9条1項を実効化しているというのが9条の特徴である、憲法

9条が歯止めとなり、日本は60年間以上、「戦争しない国」でありつづけることができた、これは、憲法9条の力にほかならないと報告された。

その後、韓国、アメリカ合衆国、フランス、カメルーンの法律家のパネリストから各国の現状や平和への取り組みが語られた。

その中のいくつかを紹介すると、アメリカ合衆国の法律家からは、イラクにおけるアメリカの戦争の惨状について、4000人のアメリカ兵が死に、100万人を超えるイラク人が殺害され、200万人以上のイラク人が難民となっているのに、総費用3兆ドルを超えるとされる戦費が費やされているとの報告がされた。しかし、日本の名古屋高裁で、日本のイラク派兵が憲法9条に違反すると判断したことで、彼らもまた大変勇気づけられ、9条の精神的な力は、アメリカでも道を作っているということも報告された。

また、カメルーンの法律家からは、約50年前にアフリカの大多数の国は独立したが、今でも毎日、機関銃の発射音や、重火器から軽火器にまで至る様々な武器の騒音が聞こえ、紛争がやむことはないといった現状が語られた。そして、その原因として、失業、飢饉、教育の欠如や、武器が自由に手に入ることが挙げられ、国家予算の85%が軍事・治安関係の費用であることも紹介された。その結果、民間人が1960年以来、戦争の直接・間接の影響で600万人が死に、子どもが強制徴兵されるといった事態も報告された。このようなアフリカにとって、日本国憲法9条にこそ解決となるものがあり、戦力廃止を謳う9条を巡って日本で進められているたたかいを通じて初めて、今日では統御困難なアフリカにおける武器の拡散が解決の糸口を見いだすであろうと宣言された。

更に、9条と同内容の規定を憲法12条に持つコスタリカの法律家からは、コスタリカでは、長年にわたって、人権と平和教育、環境保護、民主主義、持続可能な開発、そして全ての人々への機会の平等などの相互のつながりの重要性を認める考え方が根づいているが、これは、根底には軍事力の放棄という考え方と基本のところ結びついている、これらの要素は全て互いに関連しているとの報告がされた。

そして、最後に、名古屋大学の憲法学の愛敬教授から、憲法9条の「希望」に関連して、名古屋高等裁判所のイラク派兵違憲判決は、今後の憲法9条改定や派兵恒久法制定の議論の際にも重要な役割を果たすだろうと報告された。

この会議には16ヵ国もの国から参加者があり、ロシア、パキスタン、インド、イタリア、フィリピンなどの会場の参加者からも平和への想いが熱く語られた。例えば、インドの参加者からは、9条は世界の遺産であり、日本だけではなく相互の国に関係してくるものと述べられた。また、フィリピン人の参加者からは、フィリピンでは未だに6000人のアメリカ兵がおり、発砲や農地に対する爆撃がある、日本で派兵恒久法ができれば日本人がフィリピン人を殺すかもしれない、1円の税金もそういったことに使わせてはいけないと決意が語られた。会場は平和を目指す強い決意と希望に包まれ、憲法9条が日本だけではなく全世界を平和へと導く道しるべとして輝いていたのであった。

9条世界会議「法律家の会」の事務局員として

中 川 勝 之 東京法律事務所

9条世界会議が幕張メッセで開かれるというのを聞いたのは、開催日時の1年以上前、修習生時代であったと思います。「日本の青空」新宿上映会が11月29日に終了し、一段落していたのですが、9条世界会議の話が持ち上がり、同期で分科会を企画しようということになりました。といっても同期の林治弁護士がまとめてくれて、私は当日の受付での手伝いにとどまりました。私は「法律家の会」の事務局員として賛同金集め、チケット普及、そのためのFAXニュース作成を担当することになりました。「日本の青空」新宿上映会では当事務所が事務局だったのですが、個人的には努力不足だったので今回は力を入れようと思いました。自分でFAXニュースを作成し、MLに流していると9条世界会議なんて公知の事実だろうと思っていると意外にそうではありませんでした。それでも電話を入れた団員の先輩方には快く賛同金をいただき、またチケットを購入していただきました。この場を借りてお礼申し上げます。企画その他については他の方の感想があると思いますが、私は個人的には韓国の民弁の方と話をすることができたのが一番の収穫でした。今回もやはり「法律家の会」の事務局員として力を発揮尽きたとは言いきれませんが、日常の業務と並行してやったという点では自分なりに評価したいと思います。団員によっては9条世界会議のことを「世界9条の会」と言っていました、まさに世界の9条の会が出来たら素晴らしいと思います。

< 9条世界会議へのご協力 ありがとうございました。 >

去る5月4日～6日に開かれた9条世界会議は、多くのみなさまの力で大成功をおさめることができました。ご協力いただいたカンパも、法律家の会の総額は全国で990万円、そのうち団東京支部関係は470万円にものぼりました。ありがとうございました。憲法9条のもつ多方面にわたる世界的意義を再確認し、戦争のない世界を広げ、創っていくために、さらに力を尽くしていきましょう。



スポーツ選手の権利はどこに？——我那覇選手事件を通じて

我那覇選手弁護団の一人として

土 井 香 苗 東京駿河台法律事務所

我那覇和樹選手(川崎フロンターレ)が CAS(スポーツ仲裁裁判所、スイス)に仲裁申立をした事件で、2008 年 5 月 27 日、CAS が J リーグのドーピング禁止規程違反処分を取り消した。

当事務所の上柳敏郎弁護士が 3 名の弁護団の一員となった。早稲田大学法科大学院の現役教員でなかなか弁護活動時間を確保できない上柳弁護士は、私と当事務所の和田恵弁護士に援助を求めたのがきっかけである。私と和田弁護士は、当初は「補助」だったが、弁護団員の伊東卓弁護士が 4 月に日本弁護士連合会事務次長となった関係で、弁護士会活動に専念せざるをえない事情から、名実共に弁護団の一員として活動した。和田弁護士は、弁護士として最初の尋問が CAS での我那覇選手の尋問という、弁護士冥利につきる強運に恵まれた。

ミャンマーやスリランカ、中国をはじめとする国内外の人権課題に取り組む私が、まるで分野の異なる世界に飛び込むことになってしまったのだが、やってみたら、華やかなスポーツ選手の実情は、実に無権利状態だったことを知った。

最初に、事件を紹介する。2007 年 4 月 20 日、我那覇選手は、風邪で投薬を受けた。21 日には試合(対浦和レッズ戦)に出場し初得点をあげたものの、その後風邪がぶり返し、22 日からはひどい下痢と食欲不振が続き、全く食事ができなかった。水を飲むとすぐ下痢となるため、水分摂取もままならない。それでも、レギュラー争いが厳しいため、体調不調をおして、23 日には 2 時間の練習に加わった。プロの練習は運動量が多い。発汗により失われる水分も多い。普段なら練習中に 1500ml の水を摂取する。ところが、我那覇選手は、23 日の練習ではその 10 分の 1 の水しか摂取できなかった。

一般に成人は、1 日で 2500ml の水分を摂取して、同量を排出する。摂取する水分の内訳は、食事から約 1000ml を、水やお茶など水自体を飲むことで約 1200ml を、体内の代謝で 300ml であると説明されている。我那覇選手の場合は、2 日間の絶食+ほとんど水分をとれない状態にあり、加えて激しい運動を行ったことで、脱水状態に陥っていたことは、医師でなくても容易に想像がつく状況にあった。

我那覇選手は、練習後は全身倦怠感を強く感じ(脱水の症状の一つ)、川崎フロンターレクラブハウス内にあるフロンターレクリニックで、後藤医師の診察を受けた。我那覇選手は受診時には、食事も水分の摂取もできないと説明をした。体温は 38.5 度あった。

後藤医師は、我那覇選手の症状の内、特に脱水に対しては緊急の治療として 500 ~ 1000ml の点滴が必要と診断した。フロンターレクリニックは、選手だけを対象とした同クラブハウス内にある小さな診療所だ。薬品庫にある薬剤は限られていた。後藤医師は、100ml/本の生理食塩水のボトルを使用して点滴を開始した。2 本目の点滴には、診療所内

の薬剤から、我那覇選手が食事を十分とれていなかったことを考慮してアリナミン F(ビタミン B1)を 100mg を加えた。約 30 分をかけて 200ml の点滴が完了した時点で、我那覇選手は症状が少し改善し、何とか水を飲める状態になった。後藤医師は、我那覇選手が自動車を運転して帰宅することを考慮して、症状が改善したことを慎重に確認した上で治療を終了した。これが治療行為の全容である。

J リーグは、我那覇選手が受けたこの治療行為を、2007 年 5 月 10 日、世界アンチ・ドーピング規程(WADA code)で禁止されている「正当な医療行為でない点滴」と判断し、我那覇選手に対して 6 試合の出場停止処分を下したという事案である。

J リーグの規定では、我那覇選手に対して弁明の機会を与えることとなっていたが、J リーグは我那覇選手にこの弁明の機会があること自体を知らせなかった。処分通知書は、J リーグから川崎フロンターレあてのものだけしかなく、我那覇選手あての通知書は存在もしない。法律家から見ると適正手続きのかけらもない異常な手続きだった。J リーグのアンチ・ドーピング特別委員会(本林徹委員長・元日本弁護士連合会会長)の決定は最終的なものであり、第三者に対する不服申立の方法もなかった。

我那覇選手は、「おかしい」とは思ったものの、「サッカー選手としてプレーに専念しよう」と自分自身を納得させようとした。しかし、自分の中でも割り切れない気持ちが続いていた。

その後、J リーグのチームドクターが一致して、また、日本アンチドーピング機構や世界ドーピング防止機構が、J リーグの判断に疑問を提示した。我那覇選手の「この処分はおかしいのでは?」という疑問は次第にふくらんだ。

半年後の 2007 年 11 月、後藤チームドクターが日本スポーツ仲裁機構(JSAA)に対して、J リーグの処分が誤っていると仲裁の申立をした。多くの競技団体は、JSAA への仲裁条項に同意をしているが、日本サッカー協会も J リーグも JSAA の仲裁について事前の同意をしていなかった。JSAA で仲裁を開始するためには、J リーグが個別に仲裁に同意をすることが必要だったが、J リーグは同意を拒絶した。処分されたのは、川崎フロンターレと J リーグであり、後藤チームドクターは処分されていないので、当事者でないという理由であった。

世論は J リーグに批判的な対応だった。文部科学省も J リーグに早期解決を指導した。この結果、J リーグは、当事者である我那覇選手が申立をするなら CAS の仲裁を受けると回答せざるをえなくなった。

我那覇選手は、「3 歳になった子どもがサッカー選手になりたいと言い出した。サッカーを裏切るようなことはしていない。わが子にもサポーターにも胸をはってサッカーを続けたい」という気持ちだった。

我那覇選手は、知人を通じて弁護士を探した。アジアスポーツ法学会でドーピング問題を報告した望月浩一郎弁護士にたどり着いた。J リーグが我那覇選手に対して、CAS に対して仲裁を申し立てるか否かの決断を 12 月 5 日までと期限を切って回答を求めている期限ぎりぎりだった。我那覇選手は、悩みに悩んだ末、12 月 4 日に仲裁申立を決意し、5 日には、川崎フロンターレに仲裁判断を求めると報告をして、12 月 6 日には仲裁申

立をすることを発表した。

弁護団は、望月弁護士と共にスポーツ法研究会に参加していた上柳弁護士、伊東弁護士で構成された。上柳弁護士は、千葉すず選手の件で、(財)日本水泳連盟側の代理人として CAS の審理にかかわっていた経験もあった。

弁護団は、解決の迅速性・経済性を考えて JSAA の仲裁を求めた。しかし、J リーグは、「サッカー界におけるドーピングの国際基準、最高水準にある CAS に申し立てるなら合意して、対応する」として JSAA の仲裁を拒絶した。我那覇選手は、やむなく CAS での仲裁を選択せざるを得なかった。CAS 決定後、J リーグが CAS の決定に不満を漏らしているが、皮肉な結果である。

CAS の審理は、原則英語かフランス語で行われる。我那覇選手や J リーグのそれぞれの主張のみならず、日本語で書かれている証拠も全て翻訳しなければならない。さらに、審理が CAS 本部であるローザンヌ(スイス)で行われるなら、移動のための費用もかかる。

しかし、当事者が合意すれば、日本において、日本語で CAS の審理が可能となる道があった。弁護団は、審理の合理性・経済性を考えて、日本において、日本語による審理を提案した。J リーグは日本での審理には応じたものの、日本語での審理は拒絶した。

我那覇選手は、翻訳・通訳費用などの実費だけでも 1000 ~ 1500 万円はかかることを覚悟した。我那覇選手は、「自分自身で親族、知人に頼ってでもなんとかするつもり」と決意を固めた。

弁護団は、この事件が我那覇選手個人の権利救済にとどまらず、多くのスポーツ選手の健康と権利を守るための事案、すなわち、必要・適正な治療機会を保障するための公益的事案であると考えていた。「何があっても CAS の手続きを進めて、選手が必要な適正な治療を受ける機会を保障しなければならない」、「費用の点については、我那覇選手が一人で背負う事件ではない」、「この事件は、我那覇選手個人のためだけではなく、日本のスポーツ界全体の問題であることは分かってもらえる。きっと多くの支援を得ることができるはずだから」と考えて、費用を確保する手続きは後回しにして CAS での審理準備をスタートした。

我那覇選手弁護団は、千葉選手の事例を踏まえて、2007 年 12 月末まで(記者会見後 3 週間しかない)に仲裁申立、2 月上旬までに J リーグの答弁書提出、2 月下旬に東京で審問という予定を立てた。

ところが、千葉選手の時と比べると CAS の審理件数が 10 倍以上にふくれあがっている事情があり、CAS の審理は大幅に遅れ、4 月 30 日、5 月 1 日が審理となった。

審理では、我那覇選手と 4 名の医師が証言をした。J リーグが申請した専門家証人である 1 名はアメリカ人であり、英語で尋問したが、他の 4 名はいずれも日本人であった。審理における言語が英語のため、日本語での審理と比較すると 2 倍以上時間を必要とした。

主張・証拠関係文書の多くが医学・法律用語を含んでおり、医学・法学の点から正確な翻訳とするため、難しい翻訳作業となった。証拠は厳選して絞り込んだ。JSAA の審理な

らば翻訳負担を考えずにすむので、「出したい」と思う証拠も、翻訳負担を考えると見送らざるをえないものも相当あった。CAS に提出した証拠は、JSAA ならば提出したであろう証拠の数分の 1 に絞り込んだ。それでも翻訳費用は予想を上回った。審理も 2 日に及んだので通訳費用も膨らみ、関係者も審理会場の都心のホテルに泊まり込みで作業をしなければならず、審問が終わった時点での実費は 2230 万円と予定を超過した。審問終了時点までの 5 名の弁護士の総活動時間は 762 時間に及んだ。

スポーツ紙などが我那覇選手の仲裁費用 4500 万円と報道しているが、これは、スポーツ紙が、我那覇選手弁護団が公表した実費と、独自に予想した弁護士費用(3 万円/時として計算)の合計額である。

我那覇選手は、現時点でも、「自分のことで回りに迷惑をかけるわけにはいかない」と考えて、「親戚中に頭を下げてでも、チームに前借りしてでも自分でなんとかしなくちゃと思っている」と述べている。

しかし、弁護団は、本件は選手が必要な治療を受ける機会を保障するという公益性ある事件であり、我那覇選手一人にのみ費用を負担させるべきではないと考えている。

CAS の審理が進められる一方で、J リーグ選手協会は、2008 年 1 月 3 日、我那覇選手支援のための募金活動を行うことを決めた。J リーグチームドクターも独自の募金を開始した。我那覇選手の沖縄の支援者は、沖縄で募金活動するだけでなく、J リーグの試合会場で「ちんすこう」を片手に募金活動を開始し、支援の輪は次第に広がった。多くのスポーツ選手の健康と権利を守るための公益性ある事件を支援してくれる多くの人々の援助を受け、また、そのために弁護団自身として応分の負担をして、我那覇選手に過大な負担が生じないようにしたい。

CAS の結論は、(1)我那覇選手に対するドーピング違反を理由とした処分を取り消す、(2)仲裁費用の全部と、我那覇選手が負担した弁護士費用などのうち US2 万ドルを J リーグの負担とする内容であった。CAS が、一方当事者の弁護士費用などを相手方に負担させる決定は稀である。CAS 決定を検索したが、US2 万ドルという多額な費用を負担させた例はなく、CAS がこのような異例の判断をした理由は、J リーグの誤りが重大と判断したことにあると考えている。

ドーピングを禁止する理由は主として 2 つである。1 つは、薬物を使用することで選手の健康が害されることを防止すること、もう 1 つは、薬物により競技力を向上させ、競技の公平性が失われることを防止することだ。この基本さえ押さえていれば、我那覇選手が受けた点滴治療がドーピングに該当しないことは明白である。

我那覇選手は点滴治療を必要とする状態であり、点滴をしなければ選手の健康を守れない状態だったのである。「もっと状態が悪くなるまで点滴をしてはならない」、「さらに 12 時間から 24 時間経過を観察した後でなければ点滴をしてはならない」、というのがドーピング禁止の目的に合致するのか？

競技の公平性の点でも、本件点滴は全く影響をしない。J リーグは競技場外検査は行っていない。競技場におけるドーピング検査を行っているのみであり、直近の試合は、2 日後の全南ドラゴンズ戦(ACL 戦)であった。200ml の点滴をしても、2 日後のドーピン

グ検査においてマスキング(血液を希釈してドーピングを隠す)効果はない。

ある医師が疲労回復目的で「ニンニク注射」を提唱している。「ニンニク注射」の成分は「様々なビタミン B 群とグリコーゲンを含んでいる」と説明されている。弁護団は、スポーツ選手に限らず、治療目的以外で薬物に依存する姿勢は健全でないと考えおり、「ニンニク注射」には全く賛同しない。しかし、我那覇選手が受けたのは、グリコーゲンもビタミン B1 以外のビタミンも含まれていない。科学的には疲労回復効果などまったくなく、純粹に治療のために必要な行為である。J リーグは、当初は、我那覇選手が受けたのは疲労回復目的の「ニンニク注射」だったと説明していたが、CAS の審理では、何の効果もないと認めたのである。競技の公平性の点でも何の支障もない治療であった。

こんな当たり前のことを明らかにするのに、我那覇選手は 1 年余の歳月と数千万円の費用を要したのだ。JSAA で審理をしたならば、結論がでるのが 1 月末を越えることはなかったし、費用はこの 1 割程度ですんだらうと考えている。

J リーグが CAS 決定後、CAS の決定に不満を漏らすのを聞くと、J リーグが CAS で審理に固執をしたのは、「世界最高水準の判断」という理由ではなく、選手の費用負担を大きくして、権利救済を求めることを妨害しようと考えていたという思いを強くした。

この点で、サポーター、選手会、スポーツドクターの募金活動は貴重な支援だったし、現に、我那覇選手が立ち上がった後に、これらの支援が始まらなかったら、資金的にも頓挫して我那覇選手の潔白は証明されなかったかもしれない。弁護団は、我那覇選手と共に、支援をしてくれた方々に心から感謝している。

CAS の判断が出された後も、J リーグは、CAS の決定を曲解して、フロンターレへの制裁金を返還しないとか、後藤医師には謝罪しないなど、不誠実な対応を改めておらず、事件の最終解決までにはまだ残された課題がある。

東京弁護士会労働法制委員会は、5 月 21 日、「労働側弁護士の活動領域としてのスポーツ選手の代理人活動」について研究会を開催した。報告者は望月弁護士であり、村田修一選手(横浜ベイスターズ)代理人・小林祐梨子選手(豊田自動織機)代理人としての経験が報告された。

私も我那覇選手の事件を通じて、一見華やかに見えるスポーツ選手が、競技団体や球団などとの関係では極めて弱者の立場にあることを知った。スポーツ選手の代理人としての活動が、人権擁護のための活動の一環で重要だと認識したという報告である。



5 月幹事会報告

9 名参加

1 5 月集会の感想

(1) 将来問題分科会について

各地の支部・団事務所で新人採用が増えている。

団事務所に新人は入っている。問題は入ってきた新人にどのように成長していったらいいだろうか。県内各地に団実務所を建設することなどが求められるかもしれない。

法人化する事務所がある。その一方で高裁所在地でも団事務所の建設が求められるところがある。また積極的に事務所を建設した例も報告された。

(2) 貧困問題分科会について

事務局の参加者から、多重債務では同じ人が何度も相談に来る問題が指摘された

(3) 労働問題分科会について

労働問題で苦しむ人が貧困に陥ってしまう問題がある。

1 日目ワーキングプア問題報告 (脇田龍谷大学教授)

2 日目高齢者雇用 社保庁実態報告

2 . ロースクール生企画 (7 月 4 日)

新司法試験受験生に企画紹介のチラシを配布した。

サンシャイン 6 0 (池袋) では東京支部執行部から 3 名が参加して配布した (青法協のみなさまのご指導、ご協力をいただきました。お礼申し上げます。)。チラシ配布の際には、看板を出したりハンドマイクを用いたりして何を配布しているかを知らせることが必要ではないか。

企画に多くのロースクール生の参加を勝ち取りたい。そのためチラシ配布や結びつきのあるロースクール生に企画を知らせたりする。

3 . 若手学習会

本日 (5 月 3 0 日) 幹事会の後に実施。消費者事件。講師は松尾文彦団員。

9 月以降についての持ち方は本日の学習会の後、検討する。

4 . サマーセミナー (支部ニュース今号記事参照)

伊東で行うこととした。

1 日目は司法問題

2 日目は検討中 (裁判員制度としました)

5 . ソフトボール

1 0 月 3 1 日に実施する。

6．韓国民弁との交流

民弁20周年にあたり、支部長が幹事会当日（5月30日）に現地（韓国）で参加している。

7．憲法

（1）イラク派兵違憲判決

違憲判決も理由として自衛隊撤退検討の報道もある。

違憲判決を恒久派兵法問題につなげていく。

PEACE Lawyer（恒久法リーフ）が完成した。各事務所での活用をお願いしたい。

（2）埼玉弁護士会 9条2項堅持を明記した弁護士会決議があげられた。

（3）6月28日 横浜弁護士会主催（日弁連、東京3会、沖縄、広島、山口県各弁護士会共催） 基地シンポ2008が行われる

（4）9条署名 東京支部で約1万筆を集約

（5）東弁で中高の社会科（公民分野）教科書の展示（弁護士会会館4階）を行う。

（6）憲法審査会 規程策定の動きに注意

（7）スーダンPKOへの自衛隊派兵の動き

8．労働

（1）派遣業の業界団体が製造業などで日雇派遣を原則禁止する自主ルールを作ったとの報道があった。

（2）中央メーデー、三多摩メーデー 多数の参加で成功した。メーデー後の懇親会も盛況であった。

9．治安・警察

板橋高校控訴審不当判決抗議声明を出した。

葛飾弾圧事件の上告趣意書提出について報告された。

7.9集会を言論の自由のために行う。

10．B型肝炎

電話相談を行う（5月31日、6月1日）。6月21日に説明会を開催する。

11．市民問題

賃貸保証会社が問題となっている。意見書などを検討する。

12．教育

東京都が教育ビジョン（第2次）を発表した。新教育基本法の自治体での教育振興基本計画にあたる。

13. 都政

- (1) 築地市場の移転 移転予定地から高濃度の汚染物質が検出され、東京新聞が移転白紙の社説(5月26日)を掲載した。
- (2) 東京都テロ警戒推進本部が5月30日、設置された。

日 誌 5 / 13 ~ 6 / 15

- 5月13日 東京支部声明「宇宙基本法案の衆議院強行採決に抗議し、宇宙の平和利用を求める」
- 16日 東京支部「宇宙基本法案の廃案を求める要請書」
- 19日 日本国民救援会東京都本部常任委員会
- 20日 講演会「いま都政はどうなっているのか『石原銀行』を問う」(革新都政をつくる会)
- 21日 東京支部声明「宇宙基本法の参議院強行採決に抗議する」
- 22日 東京支部要請「恒久派兵プロジェクトチーム中止の要請」/自由法曹団「宇宙基本法の参議院強行採決に抗議し、宇宙の平和利用の堅持を求める声明」/自由法曹団労働問題委員会
- 23日 東京憲法会議常任幹事会
- 24日 自由法曹団5月集会プレ企画/憲法フェスティバル
- 25日~26日 自由法曹団5月集会 in 下呂



「美濃にわか」を演じる地元岐阜支部団員→

- 30日 東京支部幹事会/東京支部声明「板橋高校事件高裁不当判決に抗議する」/自由法曹団「板橋高校卒業式事件の東京高裁不当判決に強く抗議する声明」/東京支部第5回若手学習会「消費者事件」/韓国民弁20周年記念式典に参加



松尾文彦団員を講師に学ぶ若手団員→

6月 4日 自由法曹団司法問題委員会

5日 東京支部声明「一切の自衛隊海外派兵策動をやめよ」 / 憲法運動推進
決起集会（東京共同センター）



← あいさつする島田修一支部長

イラク派兵違憲判決について報告する
大崎潤一事務局長→



6日 東京支部『民主党「アフガニスタン復興支援法案」（海外派兵恒久準備
法案）廃案を求める要請書』

9日 東京支部要請書「憲法審査会始動に反対してください」 / 憲法改悪に反
対する東京共同センター9の日宣伝 in 新宿西口 / 自由法曹団市民問題
委員会 / 自由法曹団労働問題委員会 / 自由法曹団司法問題委員会 / 自由
法曹団事務局会議

10日 自由法曹団警察問題委員会 / 東京支部事務局会議 / 自由法曹団改憲阻止
対策本部事務局会議

12日 自由法曹団国際問題委員会 / 9条世界会議法律家会議 / 憲法改悪に反対
する東京共同センター幹事団体会議



修習生、エクスターン生担当団員の みなさまへお願い

1 , 各種団の行事に修習生、エクスターン生をお誘い下さい。団の実際を目で見、肌で触れてもらえればと思います。特に7月4日の法科大学院（卒業）生企画にお誘い下さい。

2 , 支部ニュースを修習生、エクスターン生、また事務所訪問の修習生にお渡し下さい。

団を知ってもらうにはニュースが一番。必要部数を支部までご連絡下さい。ニュースのこの部分を切り取って団支部までファックス下さい。部数は1部余分にご連絡下されば、この部分を切り取っても完全なニュースをお手元においておけます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・キリトリ線・・・・・・・・・・・・・・・・

自由法曹団東京支部 ファックス 03 - 3814 - 2623

支部ニュースを_____部送って下さい。

法律事務所

弁護士